

令和3年第11回 美里町農業委員会会議録

令和3年11月10日

令和3年第11回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 0名

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 1名

開会 午後13時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和3年第11回美里町農業委員会会議を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、1番村田委員2番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君） はい、それでは、議案第32号、番号1から番号5について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号5は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号5の補足の説明を終わります。それでは、議案第32号、番号1を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田委員） はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第32号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定

することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 32 号、番号 1 は原案どおり決定しました。

次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 32 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 32 号、番号 2 は原案どおり決定しました。

次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 4 番三浦委員に求めます。

4 番（三浦委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 32 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めますよって、議案第 32 号、番号 3 は原案どおり決定しました。

次に、番号 4 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 32 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 32 号、番号 4 は原案どおり決定しました。

次に、番号 5 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 32 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 につい

て、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 32 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい。。。。。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず、申請人についてですが現在の居住地は■■■■で、妻と子供 2 人の 4 人で居住されており、会社員として勤務されています。それでは議案第 33 号番号 1 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、親の仕事である■■■■を手伝い将来はその仕事を継承する為や学校に近いことから申請地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で柿が植えられています。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び集水桝、排水路を経て南側道路側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、住宅建築資金として■■■■より融資予定で法人の残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がり 10ha 未満の第 2 種農地ですが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続しているもの」に該当する転用申請で問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 33 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、住宅を建てる場所から汚水雨水は■■■■に流される計画ですが距離がある為、水処理問題はありませんか。

事務局長 はい、この平面図では高さが入っておりませんが隣に■■■■があり、そちらは奥に向かって勾配がついて家の方の高さがあるように造られています、隣接するような形で建てられますので同じように高さにさ

れるのであれば十分に勾配がとれるのではないかと思います。浄化槽の排水口までは町の方で工事をやりますので流れるようになると思います。それと浄化槽宅地排水柵の高さなども考えれば大丈夫と思われるます。

7番（長木委員）はい、わかりました、嵩上げするなど、1 mとかあげるといえば納得出来ます。

事務局長 はい、こういった意見がありましたことをお伝えしたいと思います。

会長 他にありませんか。

7番（長木委員）はい、事務的な手続きの事になるのですが、今回この5条申請番号1、この後の申請番号2、3条申請の申請番号1、これは1筆を3つに分けて分筆して使用するというような申請なのですが、もう登記まで終わっているのでしょうか。

事務局（津田武蔵君）はい、すでに分筆登記がなされています。

7番（長木委員）はい、私が心配するのは、分筆登記がすでに済んでいるという案件はちょっとおかしいのではないかと思います。計画という形でこういう風にします、ということでの申請で許可後きちんとした登記をするというのが手続きと思いますし、もしこれが許可できないとなった場合は3筆分けたのが意味のない、それなのにもう登記は終わってしまっているということになってしまうので、これは私は手続き的に司法書士に言うとかべきことではないかと思います。

会長 ごもつともな話と思います。

事務局長 はい、長木委員が言われた通り、ご相談があつて色々話をするなかで、どこまでを宅地になど分筆をする前での段階で申請を出してもらい農業委員会で許可が出た後に分筆という話をしたのですが、実際出された時は分筆されてからの申請が上がってきた状況です。司法書士さんが相談に来られたわけではなく今回は買われる方と役場の方でご相談、協議をしたのですが、それが司法書士さんにうまい具合に伝わらなかったのでこれはいかなんと私も思ったところでした。おっしゃった通り最終的な所は司法書士さんがされますので、そういったことはこちらの方から今おっしゃられたことを踏まえて伝えていきたいと思います。

9番（松田委員）はい、農業委員会の中で家族構成から500㎡もいらぬのではないかとかなると、また分筆しなくてはならぬとなりお金が再度いる場合もあります。その辺も踏まえて事務局から指導の方をよろしくお願いします。

会長 これから先もこういったことは多々出てくることはあるかもしれませんが。先程事前に話し合いをしたと言いましたがこういったことを伝えとかないといけません。今後よろしくお願いします。他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに

賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 33 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。番号 2 は、番号 1 の個人住宅建設による住宅進入道路の転用案件です。議案第 33 号番号 2 資料 1 をご覧ください。申請地は、番号 1 の南側にある農地で、既に分筆登記がなされております。次に資料 2 をご覧ください。こちらについても、柿が植えられております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び集水桝、排水路を経て南側道路側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、住宅建築資金と合わせて■■■■■■■■■■より融資予定で、法人の残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がり が 10ha 未満の第 2 種農地ですが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続しているもの」に該当する転用申請で問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 33 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 33 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず申請人についてです

が、申請人は申請地隣接地■■■■の建物を借り、■■■■という団体のメンバー5人とともにボランティア活動をされています。主な活動内容は、地域の高齢者・子供に着物メイクを教えることで高齢者子供の交流の場を提供することです。昨今は、マスクの製作配布等も行われています。それでは議案第33号 番号3 資料1をご覧ください。土地の選定理由については、活動拠点である■■■■には駐車場が無く道下の路上に駐車している為、駐車場を確保する必要があり土地を選定されました。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で、現在耕作放棄地となっております。次に資料3をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。また、現状そのまま駐車場として利用するため造成計画はありません。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、他に代替性がないため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第33号、番号3の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、6番今田委員。

6番（今田委員）はい、資料2に写真が付いていますがこの個人住宅の裏に駐車場をつくられるのですか。

事務局（津田武蔵君）はい、いまおっしゃられましたこの住宅の建物は3年前から空き家となっております。現在そこを借りられて活動拠点とされています。

7番（長木委員）はい、もしされている活動が終わった時にはポツンと駐車場だけが巨瀬さんの物になってしまうんですね。この家の方がここを買って駐車場にされるのなら納得するのですが、活動が終わった時駐車場だけ持っても意味のないような気がします。

事務局（津田武蔵君）はい、昨日現地確認に行った際に■■■■が活動されていたのでお話をしたのですが、今東京に息子さんがおられて、ゆくゆくはこちらに息子さんが帰ってこられ、ここに住みたいという話については、今後この家に住まれて、家と駐車場を管理されていくようなお話はされていました。

会長 それは今後の見込みでありまだこれから先は動かされていないんですかね。

2番（奥村委員）はい、この家は■■■■の家でもうすでに■■■■が買っておられるのではないかと思います。

会長 登記はされてないですか。

事務局（津田武蔵君）はい、宅地の登記は今はまだ■■■■のままになっています。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 33 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。

## 全 員 協 議 会

### 1・全国農業新聞講読について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 1 5 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印